

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No 39

府省庁名 経済産業省

対象税目 個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）

要望項目名 福島イノベーション・コースト構想の推進に係る特例措置（新産業創出等推進事業促進区域で新産業創出等推進事業を行う事業者に対する機械等の特別償却等）の創設

要望内容（概要）

【制度概要】
 福島イノベーション・コースト構想の推進に係る重点分野の取組を支援するため、新産業創出等推進事業促進区域^{※1}内において、新産業創出等推進事業^{※2}を行う事業者に対して、令和3年度から5年間の特例措置を創設する。

※1 福島国際研究産業都市区域内の区域であって、新産業創出等推進事業の実施の促進が、産業集積の形成及び活性化を図る上で特に有効であると認められる区域（復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第46号）による改正後の福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）（以下「改正法」という。）第84条第2項第2号）

※2 新たな産業の創出又は産業の国際競争力の強化の推進に資する事業であって福島国際研究産業都市区域における産業集積の形成及び活性化を図る上で中核となるものとして復興庁令で定めるもの（改正法第84条第1項）

【要望内容】
 新産業創出等推進事業促進区域内において、福島県知事の認定を受けた新産業創出等推進事業を実施する事業者が、当該新産業創出等推進事業の用に供する設備投資等を行う場合に以下の特例措置を創設する。

（1）機械等に係る特別償却等^{※3}

対象資産	特別償却	税額控除
機械装置、器具備品	即時償却	15%
建物・構築物	25%	8%

※3 特別償却と税額控除は選択適用。

（2）避難対象雇用者等^{※4}を雇用した場合の税額控除
 福島国際研究産業都市区域内の事業所に勤務する避難対象雇用者等に対して、税額の20%を限度として、給与等支給額の20%を税額控除する。

※4 原子力災害の被災者である労働者のほか、福島イノベーション・コースト構想の推進に資する労働者を予定。

（3）開発研究用資産に係る特別償却等
 開発研究用資産を即時償却できることに加え、当該特別償却の対象となる開発研究用資産の償却費について、研究開発税制の特別試験費とみなして、税額控除できる特例措置を創設。

（注）（1）機械等に係る特別償却等と（2）避難対象雇用者等を雇用した場合の税額控除は選択適用。

関係条文 改正法（令和2年6月12日公布、令和3年4月1日施行）
 第84条～第85条の8

減収見込額	[初年度] ▲145 (-) [平年度] ▲333 (-) [改正増減収額] - (単位：百万円)																														
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>東日本大震災復興加速化のための第8次提言等を踏まえ、福島特措法税制に関して必要な検討を行い、所要の措置を講ずる必要が生じた。</p> <p>このため、令和2年度税制改正要望を行い、福島県については、福島復興再生特別措置法（以下、「現行法」という。）を改正し、福島イノベーション・コースト構想の推進及び風評対策に係る課税の特例の規定を設けた。その上で、令和3年度税制改正において、課税の特例を踏まえた税制措置を講ずることとした。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>福島県浜通り地域等（いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町及び飯舘村の15市町村をいう。以下同じ。）では、製造品出荷額等や従業員数等が全国と比べて下回るなど、現在も厳しい状況が続いている。</p> <p>製造品出荷額等：双葉郡8町村24%、福島県103%、全国115% （工業統計調査「製造品出荷額等」におけるR1速報値/H22）</p> <p>従業者数：福島県97%、浪江町4%、楡葉町32%、広野町59%、全国101% （工業統計調査「従業者数」におけるR1速報値/H22）</p> <p>東日本大震災及び原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業・雇用を回復するため、新たな産業基盤の構築を目指し、福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積にこれまで取り組んできた。</p> <p>令和2年度末の「復興・創生期間」後も、福島の復興・再生には中長期的な取組が必要であり、浜通り地域等の自立的・持続的な産業発展に向け、地元事業者による新たな事業展開や新たな取引拡大と、域外からの新たな活力の呼び込みの両輪で進めることが重要である。</p> <p>このため、令和2年度税制改正要望を行い、令和2年度税制改正大綱（令和元年12月12日自由民主党・公明党）及び「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針（令和元年12月20日閣議決定）において、現行法の見直しに際し、福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積を推進するための課税の特例を創設する旨が示された。</p> <p>その後、現行法を改正し、福島イノベーション・コースト構想の推進に係る事業を行う事業者を対象とする課税の特例の規定を設けた。その上で、令和3年度税制改正要望において、課税の特例を踏まえた税制措置を講ずることを要望するものである。</p> <p>【参考】福島県内における現行の主な税制優遇措置</p> <table border="1" data-bbox="304 1489 1445 2087"> <thead> <tr> <th></th> <th>(1) 福島特措法税制</th> <th>(2) 復興特区税制^{※5}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資</td> <td> 確認又は認定を受けた個人事業者又は法人が、機械・装置、建物等を取得した際の特別償却又は税額控除 <table border="1" data-bbox="472 1662 932 1783"> <thead> <tr> <th></th> <th>特別償却</th> <th>税額控除</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械・装置</td> <td>即時償却</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>建物等</td> <td>25%</td> <td>8%</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td> 指定を受けた個人事業者又は法人が、機械・装置、建物等を取得した際の特別償却又は税額控除 <table border="1" data-bbox="967 1662 1426 1783"> <thead> <tr> <th></th> <th>特別償却</th> <th>税額控除</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械・装置</td> <td>即時償却</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>建物等</td> <td>25%</td> <td>8%</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>雇用</td> <td> 確認又は認定を受けた個人事業者又は法人は、避難対象雇用者等に対する給与支給額の20%を税額控除 （確認・認定を受けた日から5年間） </td> <td> 指定を受けた個人事業者又は法人は、被災雇用者等に対する給与支給額の10%を税額控除 （指定を受けた日から5年間） </td> </tr> <tr> <td>研究開発</td> <td>-</td> <td> 開発研究用資産を取得した際は、即時償却及び即時償却したうちの12～17%を税額控除 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※5 福島県においては、風評被害による産業への影響が懸念されたことから現行法で復興特区税制の要件緩和を行い、内陸を含め県内全域を復興特区税制の対象区域とし、課税の特例が措置されている（適用期限は令和3年3月まで）。</p>		(1) 福島特措法税制	(2) 復興特区税制 ^{※5}	投資	確認又は認定を受けた個人事業者又は法人が、機械・装置、建物等を取得した際の特別償却又は税額控除 <table border="1" data-bbox="472 1662 932 1783"> <thead> <tr> <th></th> <th>特別償却</th> <th>税額控除</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械・装置</td> <td>即時償却</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>建物等</td> <td>25%</td> <td>8%</td> </tr> </tbody> </table>		特別償却	税額控除	機械・装置	即時償却	15%	建物等	25%	8%	指定を受けた個人事業者又は法人が、機械・装置、建物等を取得した際の特別償却又は税額控除 <table border="1" data-bbox="967 1662 1426 1783"> <thead> <tr> <th></th> <th>特別償却</th> <th>税額控除</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械・装置</td> <td>即時償却</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>建物等</td> <td>25%</td> <td>8%</td> </tr> </tbody> </table>		特別償却	税額控除	機械・装置	即時償却	15%	建物等	25%	8%	雇用	確認又は認定を受けた個人事業者又は法人は、避難対象雇用者等に対する給与支給額の20%を税額控除 （確認・認定を受けた日から5年間）	指定を受けた個人事業者又は法人は、被災雇用者等に対する給与支給額の10%を税額控除 （指定を受けた日から5年間）	研究開発	-	開発研究用資産を取得した際は、即時償却及び即時償却したうちの12～17%を税額控除
	(1) 福島特措法税制	(2) 復興特区税制 ^{※5}																													
投資	確認又は認定を受けた個人事業者又は法人が、機械・装置、建物等を取得した際の特別償却又は税額控除 <table border="1" data-bbox="472 1662 932 1783"> <thead> <tr> <th></th> <th>特別償却</th> <th>税額控除</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械・装置</td> <td>即時償却</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>建物等</td> <td>25%</td> <td>8%</td> </tr> </tbody> </table>		特別償却	税額控除	機械・装置	即時償却	15%	建物等	25%	8%	指定を受けた個人事業者又は法人が、機械・装置、建物等を取得した際の特別償却又は税額控除 <table border="1" data-bbox="967 1662 1426 1783"> <thead> <tr> <th></th> <th>特別償却</th> <th>税額控除</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械・装置</td> <td>即時償却</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>建物等</td> <td>25%</td> <td>8%</td> </tr> </tbody> </table>		特別償却	税額控除	機械・装置	即時償却	15%	建物等	25%	8%											
	特別償却	税額控除																													
機械・装置	即時償却	15%																													
建物等	25%	8%																													
	特別償却	税額控除																													
機械・装置	即時償却	15%																													
建物等	25%	8%																													
雇用	確認又は認定を受けた個人事業者又は法人は、避難対象雇用者等に対する給与支給額の20%を税額控除 （確認・認定を受けた日から5年間）	指定を受けた個人事業者又は法人は、被災雇用者等に対する給与支給額の10%を税額控除 （指定を受けた日から5年間）																													
研究開発	-	開発研究用資産を取得した際は、即時償却及び即時償却したうちの12～17%を税額控除																													
	ページ	39-2																													

本要望に 対応する 縮減案	—
---------------------	---

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 福島・震災復興
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>—</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 24 年度 避難解除区域に係る特例措置（機械等の特別償却等の特例措置及び避難対象雇用者等を雇用している場合の税額控除の特例措置）の創設</p> <p>平成 25 年度 避難解除区域等に係る特例措置（当該区域等へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等の特例措置等）の新規事業者への適用</p> <p>平成 25 年度 避難解除区域等に係る特例措置（当該区域等へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等）の避難指示解除準備区域等への拡大</p> <p>平成 27 年度 避難解除区域等に係る特例措置（将来の事業再開のために資金を積み立てた場合の損金算入等の特例措置）の創設</p> <p>平成 29 年度 避難解除区域等に係る特例措置（当該区域へ復帰する事業者等を支援するための、機械等の特別償却等の特例措置等）の認定特定復興再生拠点区域への拡大</p> <p>平成 31 年度 避難解除区域等に係る特例措置（当該区域へ復帰する事業者等を支援するための機械等の特別償却等の特例措置等）の適用期間の延長等</p> <p>令和 2 年度 福島特措法税制に関する所要の措置</p>
<p>ページ</p>	<p>39—5</p>